

第27回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年9月20日（金）午前9時30分

場 所 大田原市役所 3階301・302会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

(3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

(4) 議案第4号 非農地証明願について

(5) 議案第5号 農用地利用集積計画について

(6) 議案第6号 大田原農業振興地域整備計画の変更について

(7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について

5 出席委員（16名）（法律第27条第3項規定）

2番 清水 眞理子 3番 石崎 陽一

4番 唐橋 洋子 5番 小沼 伸枝

6番 吉成 一 7番 助川 悦夫

8番 越沼 良 9番 鈴木 賢一

10番 相馬 和恵 11番 細岡 則雄

12番 高崎 真一 13番 佐藤 長次

14番 荒井 一夫 15番 中山 知代子

16番 阿見 芳 17番 津久井 勝之

6 欠席委員（1名） 1番 木村 光一

7 本委員会に出席した職員

(1) 事務局長 長谷川 淳

(2) 農業振興係長 伊藤 甲文

(3) 農地調整係長 海野 計洋

(4) 農地調整係主査 須藤 義尚

(5) 農地調整係主事 長谷川 慎弥

(6) 農業公社業務係長 小林 正尚

(7) 農政課農政係長 五月女 博子

(8) 農政課農政係主査 石 河 希

8 傍聴人 なし

開会の宣言

午前9時30分 開 会

大田原市農業委員憲章唱和（全委員）

事務局（長谷川 淳） それでは早速荒井会長のご挨拶からお願いします。

議長挨拶（荒井 一夫） <あいさつ>

議 長（荒井 一夫） 本日の出席委員は16名であり、定足数を満たしております。ただいまから第27回農業委員会総会を開会いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任ですが、議長において指名してよろしいでしょうか。

<異議なし>

議 長（荒井 一夫） 異議なしと認め、議事録署名人には4番唐橋委員、5番小沼委員を指名いたします。会議の書記につきましては事務局の伊藤係長をお願いいたします。

議 長（荒井 一夫） それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は7件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（海野 計洋） <総会資料に基づいて読み上げ、1ページ>

議 長（荒井 一夫） 次に、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。相馬委員。

現地調査担当委員（相馬 和恵） 9月17日に現地調査班第3班及び事務局とともに現地調査を行いましたので調査結果について報告いたします。ただいまの農地法第3条の規定による許可申請7件について、地元推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題ないと思われれます。以上報告いたします。

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。中山委員。

中山 知代子委員 4番の太陽光発電の案件ですが、地元の方の話を聞いているのかについて伺います。

議 長（荒井 一夫） 事務局からお願いします。

事務局（海野 計洋） 来月10月から太陽光に関する条例が施行されますが、この案件につきましては、条例施行前に事業に着手していることもありまして、条例の網にはかかりません。地域住民への説明会はしていないようですが、隣接地権者の境界確認は行っているようでして、その時に

ある程度の説明をされていると聞いております。

中山 知代子委員 話は隣接の方だけで、説明会は行っていないのですね。あと、資料の地目が畑となっていますが、田ではないのですね。

事務局 (海野 計洋) 登記地目は畑になっております。

中山 知代子委員 ずっと田んぼをやっていたと思っていたが、畑になっていたのですね。わかりました。

地域としては、その場所は鹿畑のど真ん中に位置するところです。太陽光発電をそこに作ることで自体どうなのか。ハウスの上に太陽光を載せる形にするのかと思うのですが、確かに農業をするといわれればそうなんです。前にやった申請者の畑にミョウガが植わっています。確か収穫をしていないようですが、そこは事務局で把握しているのでしょうか。

事務局 (海野 計洋) すでに設置している太陽光の案件かと思いますが、営農型太陽光につきましても、年に1回、収量等の報告をしてもらうことになっております。また、事務局でも現地を見に行っております。前回のものにつきましてもは提出されておりました、収量を確認しております。今年度につきましても、来年2月末までに報告を出していただくようになっております。

中山 知代子委員 ぜひ地元で説明会をやっていただいて、地元の了解を取っていただきたい。すでにある太陽光の下は草がボーボーになっていて、ミョウガも生えている感じはありますが、今回のはきちんとした形でできるのか。また、3年後に農地でなくなっている可能性もあるので、農地とするならば3年後も農地であるようなことの確証はどうなのでしょう。

事務局 (海野 計洋) 基本的には一時転用ですので、3年ごとに更新するのですが、その時点で申請を受けることとなります。

中山 知代子委員 3年後、草がボーボー生えていてもみなすということですか。

事務局 (海野 計洋) 農作物の収穫につきましても、3年ごとではなく、毎年報告を受けることになっております。

中山 知代子委員 農家としましては、太陽光の下が草だらけになっているところを見ると、作る作物を考えてもらいたい。また、適切に農地として利用してもらえるように委員会から指導できればいいのではないかと考えますが、委員の皆様のお見聞をいただければ幸いです。

議長 (荒井 一夫) 事務局の方から、営農型太陽光の申請受付事例について委員の皆様にご説明いただけますか。従来の営農型では草ボーボーというイメージを持っている方もいるかと思っております。また、3年後はどうなっているという話は仮定の話ですので、今の時点での判断になるかと考えますので、そのあたりについても説明をお願いします。

事務局 (須藤 義尚) 今回、この後に一時転用案件で太陽光の支柱部分、付帯設備として周辺を囲うためのフェンス土台部分についての5条許可申請が出ており、その申請書類で営農計画書が提出されております。今回の作物はミョウガになります。制度上、精通者等の意見書添付が必要で、今回、水戸市の一般社団法人茨城自然エネルギー協会の意見書が添付されております。意見書にある遮光割合による作物収量の研究結果によると、適切に肥培管理を行いながら遮光したとしても、遮光率が60～90%であっても、葉枯れが防げるとのことです。今回の計画では遮光率は68%でありまして、その範囲内に収まっております。ただ、農地を適切に管理していただく部分がありますので、草が繁茂している状況は適切ではないと思います。そのような場合には農業委員会で周辺農地に影響が出ないよう草刈等の管理指導をしていきたいと思っております。

また、今回の太陽光パネルの地上高は、制度上最低でも2m設けなければなりません。一番低いところでも2mありまして基準に適合しております。支柱と支柱の間隔も軽トラックや所有しているトラクターが入れるようになっております。今回の一時転用期間は3年間ですが、その間毎年報告書を提出いただき、収量も確認しますが、その付近での同じ作物の8割の収量が必要となります。今回は那須烏山市のミョウガ部会の収量の値をとりまして、10アールあたり200kgであります。報告書ではこの8割を確保できるかを見ていくこととなります。満たない場合については、専門家の意見を聞くなど改善してもらうよう指導していきます。

最後に説明会の開催については、隣接地の境界確認に合わせて、本事業の説明をされており、確認済みの印鑑をいただいておりますので、隣接地の方には説明しております。ただ、制度上、地域住民への説明会の開催は努力義務となっております。やらなければならないことにはなっていない状況であります。

議長 (荒井 一夫) よろしいでしょうか。はい、中山委員。

中山 知代子委員 農業委員会を通すことは、農地を守っていくことになるので、3年後ですよね。申請人さんが生きていれば問題ないのですが、その後ですよね。申請人さんもいい年齢ですので心配です。ただ、いまは基盤整備で騒いでいる状況で、基盤整備には賛成していた方が今回の件で基盤整備に入ってこられないと思いますので、周りの方の賛成があった方がいいのではないかと考えています。農業委員会としてこの申請が本当にいいのか、これが申請人だけではなくて、周りの方、大田原地区で増

えていっていいのか心配になっています。制度上は、申請人が出してきたことに対しては、今の制度では反対はできないでしょうけれども、後々のことを考えたときに、農業委員会ですらどうするのかを皆さんにも頭に置いていただければと思ひまして質問いたしました。

議 長 (荒井 一夫) 皆さんの意見も聞きたいということもありましたから、ご意見や考え方がありましたらお話しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤 長次委員 私も中山委員に同感です。1町歩は規模的に小さいものではなく、太陽光発電設備としては大きい方です。こういった中、まず説明会がないということは、今の段階では必要ないと思いますが、このような規模の大きいものについては、地域とのトラブルを起こさないために話し合いをもって円滑に進めていただきたく強く要望したいと思ひます。

議 長 (荒井 一夫) その他ございますか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) ただ今の要望的な話はきちんと記録として残していただいて、後々のいろいろな部分での対応につなげていきたいと思ひます。

それでは、事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わり、質疑もほかにないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願ひます。

<起立しない委員1名あり>

議 長 (荒井 一夫) 賛成多数ということで、議案第1号は、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明を願ひます。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づいて読み上げ、2ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願ひます。相馬委員。

現地調査担当委員 (相馬 和恵) 調査結果についてご報告いたします。ただいまの農地法第4条の規定による許可申請1件について、地元推進委員と現地調査したところ、何ら問題ないものと思われまふ。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませぬか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は6件であります。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づいて読み上げ、3～8ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。相馬委員。

現地調査担当委員 (相馬 和恵) 調査結果について報告いたします。

ただ今の農地法第5条の規定による許可申請6件について、地元推進委員と現地調査したところ、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。吉成委員。

吉成 一委員 3番の借り人の住所は貸し人と同じですが、この住所でいいのですか。

事務局 (須藤 義尚) こちらの住所で間違いございません。借り人となる会社の構成員として、貸し人の方が2人の取締役のうちの1人となっております。

議 長 (荒井 一夫) 他にありますか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 他に質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号4番と6番の2件を除いて、原案のとおり許可することとし、また、4番及び6番を許可相当として栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は、申請番号4番と6番の2件を除いて原案のとおり許可することといたします。また、4番及び6番を許可相当として、栃木県農業会議に意見を求めることといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第4号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は5件あります。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (長谷川慎弥) <総会資料に基づいて読み上げ9～13ページ>

議 長 (荒井 一夫) それでは、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。相馬委員。

現地調査担当委員(相馬 和恵) 調査結果について報告します。ただいまの非農地証明5件について、地元推進委員と現地調査したところ、申請地及び周辺の状況から見て、20年以上前から非農地であったもの、また、農地への復元が困難なものと推測しますので、何ら問題ないと思われまます。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は、原案のとおり証明することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明願います。

事務局 (小林 正尚) <総会資料に基づいて読み上げ、14~16ページ>
農地所有者代理事業 計 11件
農地中間管理機構特例事業 計 1件

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議 長 (荒井 一夫) 本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号は、原案のとおり承認することといたします。

次に議案第6号「大田原農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (石河 希) <総会資料別冊に基づいて読み上げ>
農用地区域からの除外 計 5件 10,582.00㎡
農用地区域への編入 計1件 47.00㎡

議 長 (荒井 一夫) それでは、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結

果をご報告願います。相馬委員。

現地調査担当委員（相馬 和恵） 調査結果について報告します。ただ今の太田原農業振興地域整備計画の変更に係る農用地区域からの除外申出5件及び農用地区域への編入申請1件について、地元推進委員と現地調査したところ、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第6号は、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（五月女博子） <総会資料別冊に基づいて読み上げ>

認定農業者新規申請	6件
再認定・計画変更	28件
未更新等	8件
認定農業者予定数	1,001件

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。佐藤委員。

佐藤 長次委員 認定農業者が1,000人を超えている状況が続いており、今回18歳の方から80歳に近い方まで幅広い年齢層であります。その中で、認定農業者になる要件ですが、私自身認定農業者ではないのですが、説明の中で500万円という話がありましたが、これは所得でなのか、総収入なのか、を質問します。それを踏まえて、認定農業者になる要件がお金と労働時間だけなのかお聞きいたします。また、地元の須賀川地区では農家数は多いが、認定農業者は10人と少ない状況です。認定農業者の要件について説明いただけますか。

議 長（荒井 一夫） 事務局から説明願います。

事務局（五月女博子） 佐藤委員がおっしゃるとおり、認定農業者の基準は、年間農業所得で500万円、年間労働時間2000時間だけでありまして、年齢の制限はありません。実際のところ、所得の500万円をうたっておりますが、申請で所得証明書を付けてもらっているわけではなく、申

請者の中には収入と所得の違いを認識していない方もおられます。所得が基準を満たしていない方もいらっしゃるのが実情です。現時点の認定の要件はこの2つだけで、申請書類に証明書が必要であるとも書いていないので、歯がゆい思いもしております。次回の見直しの時には、明らかに所得が幾らあるのかが分かるように、所得証明を添付していただくことなどを考えております。

なお、地域差についてはなかなか難しいので、今後、申請を検討いただければと思います。

佐藤 長次委員 説明ありがとうございます。それで、認定農業者になった場合の恩典、利点ですが、私は農地の借り受けと補助金の対象となることの2点しかわかっていませんが、詳しく教えていただけますか。

事務局 (五月女博子) 佐藤委員がおっしゃるとおり、目に見える利点というのはその2点です。農業公社を通じた優良農地の借り受けができること、資金を調達できることです。ただ、認定農業者になるということは、地域の担い手にもなってきました、人・農地プランの担い手の位置づけにもなってきました。農政課としましては、そのメリットだけを見て認定農業者になるのは、ちょっと違うのかなというところもありまして、それを踏まえて次回の見直しを検討したいと考えております。

議 長 (荒井 一夫) その他にございますか。
<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは、質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第7号は原案のとおり承認することといたします。

本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員のみなさまからご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

<農業委員会だよりを発行するにあたり、農地パトロールに関する意見・感想を聞かせていただきたい提案あり>

議 長 (荒井 一夫) 皆さまから他にないようですので、以上で第27回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午前10時50分 閉 会